

日本計算機統計学会会則

I. 総 則

第 1 条 本会は、日本計算機統計学会と称し、英名を **Japanese Society of Computational Statistics**. 略して、**JSCS** と称する。

第 2 条 本会は、統計学および計算機システムの研究、開発、応用にたずさわる者の協力および国際研究交流を通じて、我が国における計算機統計学の進歩・発展を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、上記第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。(1)会誌(和文誌、欧文誌)および会報の刊行 (2)研究発表会その他の学術的会合の開催 (3)学会賞の授与 (4)その他本会の目的を達成するための適当な事業

II. 会 員

第 4 条 本会の会員は、正会員、学生会員および賛助会員からなる。

正会員は本会の趣旨に賛同して入会した個人をいい、学生会員は本会の趣旨に賛同して入会した大学院博士課程までの学生個人をいい、賛助会員は本会の事業を賛同する団体をいう。

第 5 条 会員となるためには、正会員 1 名の推薦を必要とし、入会、退会は理事会の承認を得なければならない。

第 6 条 会費は次の通りとする。(1) 正会員は、入会金 1,000 円、年会費 7,000 円とする。(2) 学生会員は、入会金 1,000 円、年会費 4,000 円とする。(3) 賛助会員は、1 口につき年会費 30,000 円とする。

III. 組 織

第 7 条 本会には、次の役員をおく。

会長 1 名、副会長 3 名、評議員 30 名、理事若干名および監事 2 名。

第 8 条 会長は本会を代表し、会務を総括し、評議員会、理事会を開催し、その議長を務める。

副会長は、会長を補佐し、会長の不在のときは、その職務を代行する。

第 9 条 評議員は会員の中から選出する。

評議員は評議員会を組織して会務を審議する。

第 10 条 理事は、次の会務を執行する。

企画、会計、庶務、会誌編集、国際交流、広報、渉外、その他評議員会で必要と議決された事項。

第 11 条 理事は、原則として評議員の中から選出する。

第 12 条 会長、副会長は、評議員会または正会員 10 名以上から推薦された候補者の中から会員の選挙によって決める。ただし、副会長については、研究・教育機関および企業などの 2 つの枠ごとに選出し、会長が属する枠から 1 名、属さない枠から 2 名を選出する。

第 13 条 監事は、評議員会が理事以外の会員の中から選出する。

監事は、会計監査および理事の業務執行状況の監査を行う。

第 14 条 本会の役員の任期は 2 年とする。

第 15 条 会務執行のため、理事会の議決を経て、必要な委員会を置くことができる。

IV.総 会

第 16 条 通常総会は、年 1 回開く。

通常総会の時期および場所は、前年度の総会で定める。

評議員会が必要と認めた時は、臨時総会を開くことができる。

臨時総会の時期および場所は評議員会で決める。

第 17 条 総会は、次の事項の審議を行う。総会の議決は、出席会員の過半数による。(1)事業計画および収支予算 (2)事業報告および収支決算 (3)役員の就任および退任に関する事項 (4)評議員会が総会提出を議決した事項 (5)その他本会が定める総会承認必要事項

V.会 計

第 18 条 本会の運営経費は、会費、寄附金、その他の収入により行う。

第 19 条 本会の事業年度は、1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終る。

VI.事務局

第 20 条 本会の運営に事務局を設ける。事務局の場所、任務は別に細則を設ける。

VII.附 則

第 21 条 本会の事業およびその運営の詳細については、別に細則で定める。

第 22 条 本会の会則の改正は、総会の出席会員の 3 分の 2 以上の同意による。細則は、評議員会で定め、かつ運営する。

第 23 条 本会の解散は、評議員会の議を経て、会員の過半数の賛成を得なければならない

い。

附 則

- 1 この会則は、昭和 61 年 10 月 4 日から施行する。
- 2 本会則は、平成 8 年 5 月 16 日一部改訂した。
- 3 本会則は、平成 10 年 5 月 14 日一部改訂した。
- 4 本会則は、平成 12 年 1 月 1 日一部改訂した。
- 5 本会則は、平成 16 年 5 月 20 日一部改訂した。
- 6 本会則は、平成 17 年 5 月 26 日一部改訂した。
- 7 本会則は、令和 2 年 5 月 30 日一部改訂した。